

第 18 号議案

足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立子育てサロン条例の一部を改正する条例
足立区立子育てサロン条例（平成 29 年足立区条例第 42 号）の一部
を次のように改正する。

別表に次のように加える。

子育てサロン北綾瀬 足立区谷中四丁目 8 番 1 号

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

子育てサロン北綾瀬を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。